

# テクニカルショウヨコハマ 2027 「横浜ものづくりゾーン」 出展規程

## 1 趣旨

この出展規程は、中小企業の技術・製品の販路拡大、ビジネスチャンスの創出、自社製品・技術の発表の場として開催する「テクニカルショウヨコハマ 2027」のリアル展示会場に、付加価値の高いものづくりに取り組む市内中小企業を応援する目的で設置する「横浜ものづくりゾーン」において、出展者の募集にあたり必要な事項を定める。

## 2 準ずる規程

本出展規程に定めのない事項の取扱いは、公益財団法人神奈川産業振興センター（以下「KIP」という）の定める出展規程に準ずる。

## 3 出展者資格

出展者は、KIP 出展規程に定める出展対象品目を扱う、市内に事業所を置く中小企業・業界団体及び工業関連支援機関等とする。また、出展申込み時点で、横浜市が実施する脱炭素取組宣言を行っていることを条件とする。

## 4 「横浜ものづくりゾーン」の出展ゾーン

テクニカルショウヨコハマ 2027 の会場内に設置される「機器・装置・製品・ロボット」ゾーンに設置する。

なお、個々の出展者は、出展者 PR ページ<公式 HP 内>においては個々の出展企業が自社情報を掲載する出展ゾーンを選択できる。

## 5 リアル展示の展示台仕様

### (1) 基本仕様

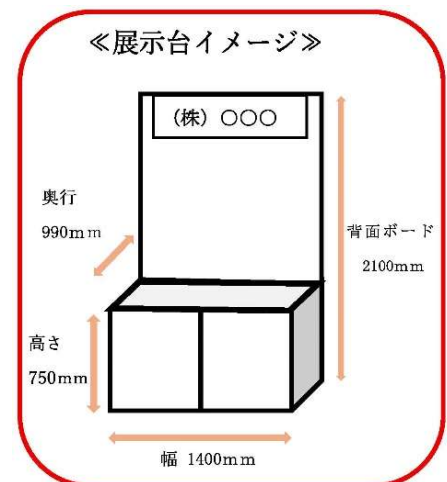
展示台の規格は右図イメージを基に運営者が設定する。

幅 1400 mm × 奥行 990 mm × 高さ 750 mm

(背面ボード 2100 mm)

### (2) その他

KIP の定める出展規程「7 リアル展示の小間の仕様」に準ずる。



## 6 出展方法および出展料（税込み）

出展者は、展示台を使用する出展と、スペースのみを使用する出展（展示台を使用しない場合であっても背面ボードは設置する）を選択できる。また、出展料は展示台使用料又はスペース使用料を指し、出展料及び出展料に含まれる経費は次のとおりとする。なお、個別出展において、出展は原則 1 社につき 1 台又は 1 スペースとする。

### (1) 展示台使用料（展示台を使用する出展の場合）

1 台あたり 55,000 円とする。ただし、展示台を複数台使用する場合は、1 台ごとに 55,000 円加算する。

### (2) スペース使用料（展示台を使用せず、スペースのみを使用する出展の場合）

1 スペース（1400mm×990mm）あたり 44,000 円とする。

### (3) 出展料に含まれる経費（上記（1）、（2）共通）

場所代、ゾーン全体の設営・装飾・デザイン料、共通備品（照明・社名版・展示台等）、DM・ウェブサイト掲載、出展者 PR ページ掲載料

## 7 出展申込み期限

2026年9月10日(木)17時

## 8 出展料の納入

出展料は、出展が確定した後に一般社団法人横浜市工業会連合会から請求する。また、振込手数料は出展者負担とする。

なお、特段の正当な理由なく期限内に出展料の納入がない場合は、出展を取り消す。

## 9 出展の取消し、キャンセル料

2026年11月1日(日)以降、出展者の都合による出展の取止め、辞退等の意思表示があった場合は、キャンセル料として出展料金の全額を支払うものとする。なお、出展の取止め、辞退等の意思表示については、一般社団法人横浜市工業会連合会に Email 又は FAX で行うこととし、後日確認のために申込み時に記載のあった連絡先に、電話等で連絡を行う場合がある。

## 10 展示レイアウト・出展位置

当ゾーン内の展示レイアウトは運営者が決定するものとし、出展者は自社の出展位置を指定できないものとする。

## 11 禁止行為

### (1) 出展物即売の禁止

会期中いかなる理由によっても、出展物の即売を禁止する。

### (2) 展示台の譲渡、転貸、交換

出展者は、自社展示台の一部又は全部を、有償無償にかかわらず第三者又は他の出展者に譲渡、転貸、交換することができない。

### (3) 迷惑行為

通路等の自社出展スペースの外における出展物、装飾物、備品(椅子・テーブル・幟等)等の設置及びこれに類する行為はできない。また、原則としてカタログ・パンフレットの配布及びこれに類する行為はできない。

### (4) その他の禁止行為及び詳細

KIP の定める出展規程に準ずる。

## 12 個人情報の取扱いについて (KIP の定める出展規程に準ずる。)

出展者は、本見本市の出展を通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得するものとする。また、出展者の個人情報に関する紛争に関しては、出展者の責任において解決するものとする。

## 13 出展物の管理及び賠償責任 (KIP の定める出展規程に準ずる。)

(1) 「横浜ものづくりゾーン」事務局は、会期中における出展物の管理・保全について事故防止に最善の注意を払うが、天災・火災・盗難・紛失・その他不可抗力による事故やあらゆる原因から生じる損失又は損害についてその責任を負わないものとする。

(2) 出展者は、出展物の保護に当たるとともに、保険を掛ける等の処置を取るものとする。また、名刺入れ、ノート PC 等、個人情報の管理・取扱いにも十分に配慮するものとする。

(3) 出展者は、展示・実演及び搬入出作業中に、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備又は本見本市の建造物もしくは人身等に対する一切の損害についての責任を負うものとする。

14 見本市開催中止および開催時期、開催時間、開催方式の変更について（KIP の定める出展規程に準ずる。）

- (1) 天災地変（火災、地震、風水害、落雷、塩害等）、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、その他不可抗力によりパシフィコ横浜（以下「施設」という。）の利用ができなくなったとき。またその復旧に要する工事等の施工、点検等で施設の利用ができなくなったときは、リアル展示の開催前又は開催期間中であっても、開催の中止や開催時期、開催時間の変更を行うことがある。
- (2) 感染症・疫病の大規模流行等により、国・神奈川県・横浜市等の行政機関から施設の使用停止、又は催物の停止等、法令に基づく要請があり、株式会社横浜国際平和会議場が施設の休業（緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等が発令され、かつ前述の要請があった場合）を決めたときは、リアル展示の開催前又は開催期間中であっても、開催の中止や開催時期、開催時間の変更を行うことがある。
- (3) 上記(1)、(2)により、主催者がリアル展示を11月末までに中止とした場合、リアル展示の出展者には出展料を全額返金する。ただし、出展社 PR ページ<公式 HP 内>の出展を希望する場合は、別途申込みが必要となる。また、主催者がリアル展示を12月1日以降に中止とした場合、リアル展示の出展者は出展社 PR ページ<公式 HP 内>のみの公開となる。
- (4) 天災地変、不可抗力、その他主催者の責によらない原因により出展者 PR ページ<公式 HP 内>の開催が著しく困難となった場合、開催前又は開催期間中であっても、出展者 PR ページ<公式 HP 内>開催の中止や、開催時期及び開催時間の変更を行うことがある。
- (5) 主催者が上記の決定を行った後、速やかに出展者に通知し、本見本市の公式サイト等を通じて公表する。

15 見本市の開催中止による出展料の返金について（KIP の定める出展規程に準ずる。）

- (1) 見本市の開催を中止した場合は、次の返金割合で出展者に出品料を返金する。

○リアル展示と出展者 PR ページ<公式 HP 内>の両展示を中止とした場合

リアル展示出展者	出展者 PR ページ<公式 HP 内>のみ出展者
2026 年 11 月末まで 100%	2026 年 11 月末まで 100%
2026 年 12 月末まで 50%	2026 年 12 月末まで 50%
2027 年 1 月 1 日以降 25%	2027 年 1 月 1 日以降 25%

○リアル展示のみ中止とした場合

リアル展示出展者	出展者 PR ページ<公式 HP 内>のみ出展者
2026 年 11 月末まで 100%	2026 年 11 月末まで 0%
2026 年 12 月末まで 50%	2026 年 12 月末まで 0%
2027 年 1 月 1 日以降 25%	2027 年 1 月 1 日以降 0%

○出展者 PR ページ<公式 HP 内>のみ中止とした場合

リアル展示出展者	出展者 PR ページ<公式 HP 内>のみ出展者
2026 年 11 月末まで 0%	2026 年 11 月末まで 100%
2026 年 12 月末まで 0%	2026 年 12 月末まで 50%
2027 年 1 月 1 日以降 0%	2027 年 1 月 1 日以降 25%

- (2) 出品料未納の場合は、返金割合を引いた割合の金額を請求する。
- (3) 開催期日・開催時間を短縮した場合には、出品料は返却しない。
- (4) 開催中止又は開催期日・開催時間の短縮のため、出展者が要した費用及び被った損害・損失については補償しない。